小山町手数料条例(抜粋)

平成 1 2 年 3 月 2 3 日 条例第 3 号

別表(抜粋)

8,600円	0.1 ヘクタール未満
22,000円	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満
43,000 円	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満
86,000円	0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満
130,000 円	1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満
170,000円	3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満
220,000円	6.0 ヘクタール以上 10.0 ヘクタール未満
300,000円	10.0 ヘクタール以上
13,000円	0.1 ヘクタール未満
30,000円	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満
65,000円	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満
120,000円	0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満
200,000円	1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満
270,000円	3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満
340,000円	6.0 ヘクタール以上 10.0 ヘクタール未満
480,000円	10.0 ヘクタール以上
	22,000円 43,000円 86,000円 130,000円 170,000円 220,000円 300,000円 30,000円 65,000円 120,000円 200,000円 270,000円

都市計画法第29条第	86,000円	0.1 ヘクタール未満	
1項又は第2項の規定	130,000円	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	
に基づく開発行為の許	190,000円	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	
可申請のうち、その他の	260,000円	0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満	
開発許可申請に対する	390,000円	1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満	
審査	510,000円	3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満	
	660,000円	6.0 ヘクタール以上 10.0 ヘクタール未満	
	870,000円	10.0 ヘクタール以上	
都市計画法第35条の	1件につき、	次に掲げる額を合算した額。ただし、その	
2 の規定に基づく開発	額が870,000円を超えるときは、その手数料の額		
行為変更許可申請に対	は、870,000円とする。		
する審査	イ 開発行為に関する設計の変更(口のみに該当する場		
	合を除く。)については、開発区域の面積(口に規定		
	する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の		
	面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては、縮小後		
	の開発区域の面積)に応じ開発許可申請手数料の額に		
	1 0 分の 1 を乗じて得た額		
	ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第		
	3 0 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変		
	更については、新たに編入される開発区域の面積に応		
	じた開発許可申請手数料の額		
	八 その他の変更については、10,000円		
都市計画法第41条第	46,000円	1申請を1件とする。	
2 項ただし書 (同法第 3			
5 条の 2 第 4 項におい			
て準用する場合を含			
む。) の規定に基づく市			
街化調整区域内等にお			
ける建築物の特例許可			
申請に対する審査			

### 1 項			
基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査 都市計画法第43条第 6.900円 0.1ヘクタール未満 1項の規定に基づく開 18,000円 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 (化調整区域内の土地における建築等許可申請に対する審査 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1,700円 主として自己の居住の用に供する住宅の業務の用に供する目的で行うもの、又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの2,700円 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの2,700円 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する時で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの2,700円 をして住宅以外の建築では自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する特定工作物の建設の用に供する時で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの17,000円 その他のもの 都市計画法第47条第 47条第 1470円 用紙1枚ごと	都市計画法第42条第	26,000円	1申請を1件とする。
外の建築等許可申請に 対する審査 都市計画法第 4 3 条第 1 項の規定に基づく開 18,000 円 0.1 ヘクタール未満 発許可を受けない市街 39,000 円 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満 化調整区域内の土地に おける建築等許可申請 97,000 円 1.0 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満 に対する審査 1,700 円 主として自己の居住の用に供する住宅の 建築の用に供する目的で行うもの、又は 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供する目ので行うものであって開発区 域の面積が 1 ヘクタールよ満のもの 2,700 円 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用 に供する目的で行うものであって開発区 域の面積が 1 ヘクタールよ満のもの 1,700 円 をして住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用 に供する目ので行うものであって開発区 域の面積が 1 ヘクタール以上のもの 17,000 円 その他のもの 470 円 用紙 1 枚ごと	1項ただし書の規定に		
対する審査	基づく予定建築物等以		
 都市計画法第43条第 1項の規定に基づく開 18,000円 0.1 ヘクタール以上0.3 ヘクタール未満 39,000円 0.3 ヘクタール以上0.6 ヘクタール未満 (化調整区域内の土地に おける建築等許可申請 に対する審査 1,700円 1.0 ヘクタール以上 2.0 スクタール以上 2.0 大クタール以上 2.0 大クタール以上 2.0 大クタール以上 3.0 大クタール以上 2.0 大クタール以上 3.0 大の 2.7 大の 2.2 大の 3.0 大の 3.0 大の 3.0 大の 3.0 大の 3.0 大の 4.0 大の 3.0 大の 4.0 大の 4.0	外の建築等許可申請に		
1 項の規定に基づく開発許可を受けない市街 18,000円 0.1ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満 化調整区域内の土地における建築等許可申請に対する審査 69,000円 0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満 都市計画法第 4 5 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1,700円 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの、又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のもの 2,700円 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目ので行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のもの 17,000円 その他のもの 都市計画法第 4 7 条第 5 項の規定に基づく開 470円 用紙 1 枚ごと	対する審査		
発許可を受けない市街 化調整区域内の土地に おける建築等許可申請 に対する審査 都市計画法第 4 5 条の 規定に基づく開発許可 を受けた地位の承継の 承認申請に対する審査 2,700 円 主として自己の居住の用に供する住宅の 建築の用に供する目的で行うもの、又は 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供する目的で行うものであって開発区 域の面積が 1 ヘクタール未満のもの まとして住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用 に供する目的で行うものであって開発区 域の面積が 1 ヘクタール未満のもの 17,000 円 をの他のもの 和市計画法第 4 7 条第 5 項の規定に基づく開	都市計画法第43条第	6,900円	0.1 ヘクタール未満
(大調整区域内の土地に おける建築等許可申請 に対する審査	1項の規定に基づく開	18,000円	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満
おける建築等許可申請 に対する審査 都市計画法第 4 5 条の 規定に基づく開発許可 を受けた地位の承継の 承認申請に対する審査 2,700 円 主として自己の居住の用に供する住宅の 建築の用に供する目的で行うもの、又は 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築若しくは自己の 業務の用に供する特定工作物の建設の用 に供する目的で行うものであって開発区 域の面積が 1 ヘクタール未満のもの 2,700 円 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供 する目的で行うものであって開発区域の 面積が 1 ヘクタール以上のもの 17,000 円 その他のもの 都市計画法第 4 7 条第 5 項の規定に基づく開	発許可を受けない市街	39,000円	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満
に対する審査	化調整区域内の土地に	69,000円	0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満
部市計画法第 4 5 条の 規定に基づく開発許可 を受けた地位の承継の 承認申請に対する審査 1,700 円 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築若しくは自己の 業務の用に供する特定工作物の建設の用 に供する目的で行うものであって開発区 域の面積が 1 ヘクタール未満のもの 2,700 円 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供 する目的で行うものであって開発区域の 面積が 1 ヘクタール以上のもの 17,000 円 その他のもの 17,000 円 その他のもの 都市計画法第 4 7 条第 5 項の規定に基づく開	おける建築等許可申請	97,000円	1.0 ヘクタール以上
規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の 承認申請に対する審査 建築の用に供する目的で行うもの、又は 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築若しくは自己の 業務の用に供する特定工作物の建設の用 に供する目的で行うものであって開発区 域の面積が1へクタール未満のもの 2,700円 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供 する目的で行うものであって開発区域の 面積が1へクタール以上のもの 17,000円 その他のもの 都市計画法第47条第 5項の規定に基づく開	に対する審査		
を受けた地位の承継の 承認申請に対する審査 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築若しくは自己の 業務の用に供する特定工作物の建設の用 に供する目的で行うものであって開発区 域の面積が1ヘクタール未満のもの 2,700円 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供 する目的で行うものであって開発区域の 面積が1ヘクタール以上のもの 17,000円 その他のもの 都市計画法第47条第 5項の規定に基づく開	都市計画法第45条の	1,700 円	主として自己の居住の用に供する住宅の
承認申請に対する審査 の用に供するものの建築若しくは自己の 業務の用に供する特定工作物の建設の用 に供する目的で行うものであって開発区 域の面積が1ヘクタール未満のもの 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供 する目的で行うものであって開発区域の 面積が1ヘクタール以上のもの 17,000円 その他のもの 470円 用紙1枚ごと 用紙1枚ごと	規定に基づく開発許可		建築の用に供する目的で行うもの、又は
業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1へクタール未満のもの 2,700円 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1へクタール以上のもの 17,000円 その他のもの 都市計画法第47条第 470円 用紙1枚ごと 5項の規定に基づく開	を受けた地位の承継の		主として住宅以外の建築物で自己の業務
に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 2,700円 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 17,000円 その他のもの 都市計画法第47条第 470円 用紙1枚ごと 5項の規定に基づく開	承認申請に対する審査		の用に供するものの建築若しくは自己の
域の面積が1ヘクタール未満のもの 2,700円 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供 する目的で行うものであって開発区域の 面積が1ヘクタール以上のもの 17,000円 その他のもの 都市計画法第47条第 470円 用紙1枚ごと 5項の規定に基づく開			業務の用に供する特定工作物の建設の用
2,700 円 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 17,000 円 その他のもの 470 円 用紙1枚ごと 5 項の規定に基づく開			に供する目的で行うものであって開発区
の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供 する目的で行うものであって開発区域の 面積が1ヘクタール以上のもの 17,000円 その他のもの 都市計画法第47条第 470円 用紙1枚ごと 5項の規定に基づく開			域の面積が1ヘクタール未満のもの
の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの17,000円 その他のもの都市計画法第47条第 470円 用紙1枚ごと5項の規定に基づく開		2,700 円	主として住宅以外の建築物で自己の業務
する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの17,000円その他のもの都市計画法第47条第470円用紙1枚ごと5項の規定に基づく開			の用に供するものの建築又は自己の業務
面積が1ヘクタール以上のもの17,000 円その他のもの都市計画法第47条第470 円5項の規定に基づく開			の用に供する特定工作物の建設の用に供
17,000円 その他のもの 都市計画法第47条第 470円 用紙1枚ごと 5項の規定に基づく開			する目的で行うものであって開発区域の
都市計画法第47条第 470円 用紙1枚ごと 5項の規定に基づく開			面積が1ヘクタール以上のもの
5 項の規定に基づく開		17,000円	その他のもの
	都市計画法第47条第	470 円	用紙 1 枚ごと
発登録簿の写しの交付	5 項の規定に基づく開		
	発登録簿の写しの交付		